

区長報告第六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成三十年七月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成三十年九月十一日

港区長 武井雅昭

記

平成三十年三月十三日議決を得た工事請負契約（港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜等解体工事）の契約金額「二億六千四百六十万円」を「二億六千七百九万四千八百円」に変更する。